

料金後納
郵便



郡上市商工会だより

2018.12発行第117号

郡上市商工会
郡上市八幡町島谷130番地1
☎66-2311 FAX 66-2312

ゆうメール

商工会HP : <http://www.gujo.ne.jp/shoko/> E-mail : gujo@ml.gifushoko.or.jp

平成31年『新春経済講演会』 『新年異業種交流会』詳細決定！

新春の恒例となりました「新春経済講演会」と「新年異業種交流会」を下記のとおり開催します。
郡上市内全域の商工業者の方が一堂に集います。会員の皆様の多くの参加をお待ちしています。

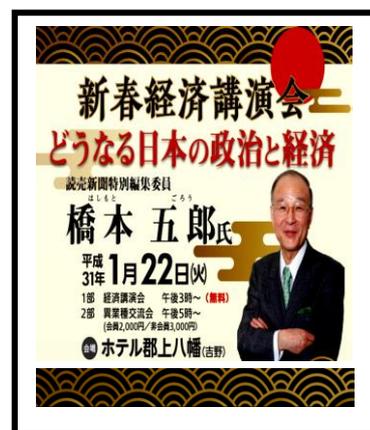
- ◆期 日：平成31年1月22日（火）午後3時～＜新春経済講演会＞
午後5時～＜新年異業種交流会＞
- ◆会 場：ホテル郡上八幡 八幡町吉野208
- ◆講 師：橋本五郎氏 読売新聞特別編集委員

日本TV「ズームイン！！SUPER！」

読売TV「ウェークアップ！ぷらす」等多数出演中

◇テーマ：「**どうなる日本の政治と経済**」◇

◆交流会費：会 員 2,000円
非会員 3,000円



※詳しくは折込みチラシで

<新企画>

※経済講演会のみ参加の方は **無料**

- ①会場内でホットプレート等を利用した新商品の試食PRコーナーを設置します。 **募集中！**
 - ②3年以内に加入いただいた皆さんの事業内容や取扱商品、サービスのPRコーナーを設けます。 **募集中！**
- 事業の発展のチャンスです！是非ご利用ください！詳細は事務局まで。

郡上市共通商品券はいかがですか？

只今、郡上市の515事業所が共通商品券の加盟店になっています。
もらって喜ばれる贈り物として商品券はいかがでしょう？
快気祝い・記念品、これからの季節のお歳暮として、是非ご利用下さい。
加盟店も随時募集しております。

ご購入は、郡上市商工会窓口です。各地区の出張所でのお渡しは、前もってお電話
(☎66-2311) などでご連絡いただければ、準備してお持ち致します。



経営支援事例：小規模事業者持続化補助金活用

テーブル席導入による新規顧客の獲得

今回紹介させて頂く経営支援事例は、郡上八幡にある「みはらや旅館」です。当事業所は、郡上八幡の町なかを流れる吉田川沿いに面し、大正14年創業と、歴史のある旅館です。観光客はもちろん、地元のお客様の食事会にもご利用頂いています。

支援のきっかけは事業所から「販売開拓に繋がる設備導入を考えているので事業計画を考えたい」といった相談からでした。販路開拓に繋がる小規模事業者持続化補助金の活用を提案し、事業計画の策定に取り組みました。

そこで、企業概要を整理すると外国人観光客が多く訪れていることと、テーブル席での食事の需要が明らかとなりました。また、市場の動向といった視点から見ても、外国人観光客の増加とテーブル席での食事の需要が増えることが想定されました。



当事業所は郡上八幡の中心に位置し、お部屋からは眼下に吉田川の清流が見え、郡上八幡を散策して頂くにも恵まれた立地です。また、地元の食材を活用した料理を提供していることで、外国人観光客からも高い評価を受けており、これら自社の強みを活かす販路開拓に取り組むことにしました。

そこで、今後のプランとして和室用テーブル席と椅子を導入し、お客様の需要に応えると同時に外国人観光客に対しても、慣れているテーブルでの食事を提供することで、より寛いで頂くことを目指しました。これにより、お客様に対する利便性の向上が図られました。

これからもお客様の要望に沿った改善を続け、お客様から支持される旅館運営に取り組んでいきたいと考えています。



「成功事例で学ぶ実践型研修」創業塾（第10期）が開催されました。

今年で10回目となる創業塾が開催されました。創業塾は、これから創業を目指す方や郡上をもっと元気にしたいとお考えの皆さまを対象に行われる研修です。

今年は9月27日から11月1日の毎週木曜日に全6回の講義を開催し、郡上市内外から19名方にご参加いただきました。

今回の創業塾では、これまで実施していた「心構え・基礎知識・ビジネスプランづくり」の他、「資金調達の方法」として金融機関から見る成功するポイントの解説も行われました。

商工会では今後も創業をお考えの方に対する支援を継続して行っていきます。

11月から郡上ケーブルテレビで放映中のCMも見て下さい！



中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

＼他にもこんな特徴があります。／

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします



経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けると貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由に選べます。

取引先の倒産から
会社を守る制度です！



※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

 中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

共済相談室 TEL:050-5541-7171

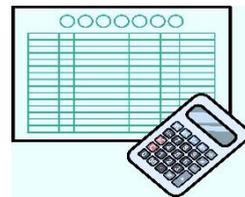
小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索

年末調整・決算申告時期の支援体制について



【出張所の開設日・予約等について】

年末調整・決算申告時期の税務支援については、1月7日～3月15日までの間、毎日出張所を開設します（明宝は水・木・金のみ開設、和良は月・火・水のみ開設）。
 決算申告相談は「**予約制**」により行いますので、お早めにお申し込み下さい。該当する会員の皆様には別途ご案内をいたしますが、予約受付日は**1月21日（月）～3月13日（水）**までとします。また、1月中旬に減価償却計算表を送付しますので、平成30年中に資産の増減等がある場合は、早めにご連絡下さい。効率的な運営に皆様のご理解とご協力をお願いします。

【税理士による個別相談日について】

税理士による相談を右記のとおり行いますので、事前に予約していただきご利用いただきますようお願い致します。また、一部を除き、相談日は出張所毎に割り振りいたしましたので、所属地区の出張所でご相談下さい。

※**赤日付**は、所属地区に関係なく全会員にご予約頂けます。

支 所	税理士名	相談日（13時～17時1時間単位で事前予約が必要）		
		1月	2月	3月
八 幡	酒井智義	31(木)	8(金), 12(火) , 19(火) , 25(月), 28(木)	4(月) , 7(木), 12(火)
大 和	鷺見啓兒		5(火), 19(火), 27(水)	5(火), 13(水)
白 鳥	田代光敏	24(木)	7(木), 14(木), 25(月)	1(金), 7(木), 13(水)
高 鷲	松原照久		1(金), 7(木), 12(火), 21(木), 26(火)	7(木), 13(水)
美 並	鷺見知幸	31(木)	7(木), 20(水)	5(火), 13(水)
明 宝	鷺見知幸		8(金), 14(木), 27(水)	8(金)
和 良	鷺見知幸		13(水)	6(水)

<出張所開設カレンダー>

		12月					1月	
大和	火	4	11	18	25	26	1月7日（月）から3月15日（金）までの平日は税務相談のため開所します。	
白鳥	木	6	13	20	26	27		
高鷲	水	5	12	19	25	26		
美並	木	6	13	20	26	27		
明宝	木	6	13	20	26	27		水・木・金曜日開所
和良	水	5	12	19	26	27		月・火・水曜日開所

※都合により出張所開設日であっても開所させていただくことがあります。
 ご理解のほど宜しくお願いします。

専門家相談窓口カレンダー

支援内容	12月相談日	1月相談日
金融	6日(木)	10日(木)
経営	4日(火)／25日(火)	11日(金)／28日(月)
法律	25日(火)	25日(金)
税務	10日(月)	8日(火)
労務	5日(水)／12日(水)	16日(水)／30日(水)
知的財産	20日(木)	18日(金)

注：相談は予約制となります。
 事前に☎66-2311までご連絡下さい。

貸付利率情報

平成30年11月30日現在

融資制度名	利率(%)	保証率(%)	適用
経営改善貸付	1.11	-	
普通貸付	2.06～2.65	-	※
創業ローン	0.90	-	
市チャレンジ支援資金	1.9	0.8	創 業
	2.1	0.45～1.9	異 業 種
市小口融資	0.75	0.5～2.2	

※借入のご契約によって異なります

日本政策金融公庫（国金）による金融相談窓口

毎月第2、第4（水）10:00～

☎66-2311（商工会へ事前予約が必要です）